

様式第1号
法規則第14号の2様式

照合印	賦課資料入力年月日	徴収番号
	.	

年度分事業税申告書

申告期限は、三月十五日です。
所得税の確定申告書、又は住民税の申告書を提出した人は、この申告書を提出する必要がありません。

受付印 年 月 日 提出 大阪府 府税事務所長様	発信年月日 郵便官署消印	確認印		
	年 月 日			

事業所 (事務所)	
住所	
屋敷番号 電話番号	電話番号 ()
フリガナ 氏名	
個人番号	生年月日 年 月 日生

事業の種類	① 収入金額	② 必要経費 (③の金額及び青色申告 控除額を含まないこと)	③ 青色事業専従者給与 額又は事業専従者 控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者控除額の内訳	氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	従事月数	青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額	所得税法第57条第2項の書類の有無	配偶者
				. .	月	円	有・無	扶養
				. .			有・無	親族
				. .			有・無	
所得税における青色申告の承認の有無						有 ・ 無		

次の事項に該当する方は、下の記載欄に書いて下さい。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付して下さい。

1. 事業税の非課税所得がある方
2. 事業用資産の譲渡損失がある方
3. 被災事業用資産の損失がある方 (白色申告者のみ)
4. 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業の種類	④ 収入金額	⑤ 必要経費 (⑥の金額及び青色申告 控除額を含まないこと)	⑥ 青色事業専従者給与額 又は事業専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥
		円	円	円	円
2	譲渡資産の種類	⑦ 譲渡価格	⑧ 帳簿価格	損失額 ⑧-⑦	
		円	円	円	
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日				月 日 開始 月 日 廃止

第1号様式記載要領

「新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日」の欄は、新しく事業を開始した月日又は事業を廃止した月日のいずれかを記載するとともに、「開始」又は「廃止」のいずれかに○印を付すること。ただし、当該年中に新しく事業を開始し、かつ事業を廃止した場合には、新しく事業を開始した月日及び事業を廃止した月日を併記し、「開始」又は「廃止」の双方に○印を付すること。